

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	(リースに関する注記) 第八条の六 リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 一 財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者）をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項において同じ。）である場合 次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ 「略」 ロ リース特有の取引に関する情報 次に掲げる事項 〔1・2〕 略 (3) セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者）をいう。以下この項及び第九十八条の三において同じ。）に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。）については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項 〔(i)〕 (iii) 略 (4) 「略」
改正前	(リースに関する注記) 第八条の六 「同上」 一 財務諸表提出会社が借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業）をいう。以下この項、第八条の三十第一項及び第二項並びに第十六条の二第一項において同じ。）である場合 次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ 「同上」 ロ 「同上」 〔1・2〕 同上 (3) セール・アンド・リースバック取引（売手である借手が資産を買手である貸手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業）をいう。以下この項及び第九十八条の三において同じ。）に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。）については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項 〔(i)〕 (iii) 同上 (4) 「同上」

ハ 「略」

「二・三 略」

「2ゝ8 略」

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 「略」

2 「略」

3 第一項本文の規定にかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第一項第二号に掲げる事項の記載を要しない。

この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第百三十八条第六項において同じ。）について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。

4 投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い

ハ 「同上」

「二・三 同上」

「2ゝ8 同上」

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 「同上」

2 「同上」

3 第一項本文の規定にかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

4 投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い

、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5 第一項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 「略」

二 当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額

三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

四 貸借対照表日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

〔6〕10 略

（金融商品に関する注記）

第三百三十八条 金融商品（リース負債を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）については、当該金融商品に関する中間貸借

、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

5 「同上」

一 「同上」

二 当該投資信託等の貸借対照表計上額

三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

四 貸借対照表日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

〔6〕10 同上

（金融商品に関する注記）

第三百三十八条 金融商品については、当該金融商品に関する中間貸借対照表の科目ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなつ

対照表の科目ごとに、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間貸借対照表の科目ごとの中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額、時価及び当該中間貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔2〕5 略〕

6 第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行つている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行つている組合等への出資の中間貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。

7 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれてい

ており、かつ、中間貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間貸借対照表の科目ごとの中間貸借対照表日における中間貸借対照表計上額、時価及び当該中間貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔2〕5 同上〕

6 第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれてい

る旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

8 第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

る旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

8 第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度 (年 月 日) 当事業年度 (年 月 日)

資産の部

【略】

固定資産

【略】

投資その他の資産

【略】

投資不動産

【略】

投資不動産 (純額)

使用権資産

減価償却累計額

使用権資産 (純額)

【略】

【略】

【略】

【略】

(記載上の注意)

【1. ・ 2. 略】

様式第五号

【貸借対照表】

(単位： 円)

前事業年度 (年 月 日) 当事業年度 (年 月 日)

【同左】

【同左】

【同左】

【同左】

【同左】

【同左】

【同左】

【同左】

投資不動産 (純額)

【同左】

【同左】

【同左】

【同左】

【同左】

【同左】

【同左】

(記載上の注意)

【1. ・ 2. 同左】

備考 表中の「」の記号は右記による。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(金融商品に関する注記) 第十五条の五の二 「略」 2 「略」 3 第一項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、<u>第一項第二号に掲げる事項の記載を要しない。</u>この場合には、その旨及び当該出資の<u>連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。</u>ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。第百十一条第六項において同じ。）について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。 4 投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、<u>第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を</u>	(金融商品に関する注記) 第十五条の五の二 「同上」 2 「同上」 3 第一項本文の規定にかかわらず、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、<u>同項第二号に掲げる事項の記載を要しない。</u>この場合には、その旨及び当該出資の<u>連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。</u> 4 投資信託等（法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、<u>第一項第二号に掲げる事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を</u>

注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。

- 5 第一項本文の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 「略」

二 当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額

- 三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

- 四 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）

「6」9 略

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者）をいう。以下この項及

注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。

- 5 「同上」

一 「同上」

二 当該投資信託等の連結貸借対照表計上額

- 三 当該投資信託等の期首残高から期末残高への調整表（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

- 四 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳（投資信託等について、信託財産又は資産を主として金融商品に対する投資として運用することを目的としている場合に限り、その投資信託等の連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）

「6」9 同上

（賃貸等不動産に関する注記）

第十五条の二十四 賃貸等不動産（棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産（借手（リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する企業）をいう。以下この項及

び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。)が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。)の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。)がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「一〇四 略」

「2・3 略」

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第六十七条の二 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

「一・二 略」

三 オペレーティング・リース(ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。)に係る収益(貸手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者)をいう。)のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。)

2 「略」

(金融商品に関する注記)

第百十一条 金融商品(リース負債を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。)については、当該金融商品に関する中間連結貸

及び次項並びに第六十七条の二第一項第一号において同じ。)が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。)の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第二百二十五条において同じ。)がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

「一〇四 同上」

「2・3 同上」

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第六十七条の二 「同上」

「一・二 同上」

三 オペレーティング・リース(ファイナンス・リース以外のリースをいう。第二百八十六条の二において同じ。)に係る収益(貸手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する企業)をいう。)のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。)

2 「同上」

(金融商品に関する注記)

第百十一条 金融商品(リース負債を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。)については、当該金融商品に関する中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の

借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔2〕5 略〕

6 第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項において「組合等」という。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。ただし、組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の中間連結貸借対照表計上額の合計額を併せて注記するものとする。

7 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項

運営において重要なものとなっており、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、中間連結貸借対照表の科目ごとの中間連結貸借対照表日における中間連結貸借対照表計上額、時価及び当該中間連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔2〕5 同上〕

6 第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第一項

本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）。 8 第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額の合計額を注記しなければならない。	本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。 8 第三項及び第四項の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、第三項各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 「略」 2 「略」 3 前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は第百三十一条第三項第四号若しくは第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。 「一・二 略」 4 「略」 （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 第三条 「略」 2 「略」 3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は新連結財務諸表規則第二百二条において準用する新財務諸表等規則第百三十一条第三項第四号若しくは新連結財務諸表規則第百九十九	附 則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 「同上」 2 「同上」 3 前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。 「一・二 同上」 4 「同上」 （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 第三条 「同上」 2 「同上」 3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

条において準用する新財務諸表等規則第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。 「一・二 略」	
「一・二 同上」	備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第八条の六の二第三項（新財務諸表等規則第二百二十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第三百三十八条第六項の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この項及び次条において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項及び第三百三十八条第六項の規定を適用することができ。

2 前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第三百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項及び第三百三十八条第六項に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 新財務諸表等規則第八条の六第一項第一号（新財務諸表等規則第二百二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第三百三十八条第一項及び様式第五号の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則第八条の六第一項第一号、第三百三十八条第一項及び様式第五号の規定を適用することができる。

2 前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等

規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第二百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新財務諸表等規則第十七条第五項から第七項まで、第三十一条の三（新財務諸表等規則第一百五十九条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第九十八条の三（新財務諸表等規則第三百三条の二において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は第二百三十一条第三項第四号若しくは第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならぬ。

一 新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティ

ング・リースの未經過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

4 前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができ。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第十五条の五の二第三項（新連結財務諸表規則第二百九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第百十一条第六項の規定は、令和八年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この項及び次条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連

結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第三項及び第百十一条第六項の規定を適用することができる。

2 前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第三項及び第百十一条第六項に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 新連結財務諸表規則第十五条の二十四第一項（新連結財務諸表規則第二百二十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第六十七條の二第一項第三号（新連結財務諸表規則第二百八十六條の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第百十一条第一項の規定は、令和九年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令

和七年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則第十五条の二十四第一項、同号及び第百十一条第一項の規定を適用することができる。

2 前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいい、連結財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあっては新連結財務諸表規則第二十三条第一項及び第六項から第八項まで、第六十七条の二（新連結財務諸表規則第二百八十六条の二において準用する場合を含む。）、第二百三十五条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二十二條、第二百二十八条及び第二百三十四条において準用する新財務諸表等規則第三十一条の三の規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は新連結財務諸表規則第二百二条において準用する新財務諸表等規則第三百十

一条第三項第四号若しくは新連結財務諸表規則第百九十九条において準用する新財務諸表等規則第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未經過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債

との差額の説明